

申告は正しくお早めに

照会先 税務課 ☎ 8893

今年も市県民税の申告と所得税の申告の時期が来ました。今年の申告相談は2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く)です。期限が近づくと窓口が大変混雑しますので今から必要な書類を整理し、早めに申告をしましょう。

市県民税の申告

◆市県民税の申告が必要な人

- 平成21年1月1日現在、市内在住で次に該当する人は申告する必要があります。
- ①平成20年中に所得のあった人
 - ②勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない給与所得者(日雇いやパートなどの人は、勤務先に確認してください。)
 - ③給与所得のほかに、農業、配当、不動産などの所得がある人
 - ④医療費控除や雑損控除などを受ける人
- ※国民健康保険税の軽減、国民年金の保険料免除、介護保険料および後期高齢者医療保険料の軽減などの適用を受ける場合は、所得がなくても申告をお願いします。

市県民税申告書は、税務課のほか、各地域事務所、東部・西部支所でもお渡しし

ています。昨年申告した人には申告書を郵送します。

- 次の場合は申告の必要はありません。
- ①所得税の確定申告をする人
 - ②給与所得か公的年金だけで、支払者から市役所へ支払報告書が提出されている人

◆受付場所

申告の相談受付は、市役所1階・市民ホールや各地域事務所のほか、左記の日程表のとおり、2月24日(火)から各地区でも行います。対象地区の皆さんは、ぜひご利用ください。

◆市県民税の課税は

市県民税は、毎年1月1日現在の住所の市町村が課税することになっています。▽昨年中に死亡された人⇨課税されません

▽1月2日以降に閉市に転入された人⇨前の住所地で課税

▽1月2日以降に他市町村へ転出された人⇨閉市で課税

所得税の申告

所得税は、1年間(平成20年中)の所得に対してかかる国の税金で今年3月16日(月)までに税務署へ申告し、納税など

をすることになっています。この申告を確定申告といい、納税などをする人が、自分で所得税の確定申告書を作成し、提出することになります。

◆確定申告が必要な人

次に該当する人は確定申告をする必要があります。

- ①事業(営業・農業)所得、不動産所得、雑所得(公的年金など)や一時所得などがあり、計算の結果、所得税額が発生する人
 - ②給与収入が2000万円を超える人
 - ③給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人
 - ④給与を2カ所以上から受けていて、年末調整がされていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ◆確定申告で所得税が還付される人
- 確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の場合は申告すると所得税が還付されることがあります。
- ①住宅ローンを組んで住宅を購入した人
 - ②多額の医療費を支払った人
 - ③会社を退職し、年末調整をしていない人など

税申告の各種控除について

要介護認定者の「障害者控除」適用税申告をする本人または扶養家族が障がい者に該当する場合は、障害者控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方は、一部の場合を除いて、この障害者控除を受けることができます。

- ①身体障がい者に準ずる方
- ②知的障がい者に準ずる方
- ③常に寝たきりで、複雑な介護を要する方

※要介護認定者の障害者控除を受けるためには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」の提示が必要ですので、該当すると思われる方は認定の申請をしてください。

おむつ代の「医療費控除」

介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつ代の「医療費控除」を受けるのが2年目以降である場合は、一部の場合を除いて、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書により医療費控除を受けることができます。

証明書の必要な方は、申請してください。

申請・照会先 高齢福祉課 ☎ 7730 ☎ 7748

申告に必要なもの

①印鑑 ※朱肉を使用するもの

②給与や年金などの収入があった人は、平成20年分の源泉徴収票

※コピーは不可

③事業（営業・農業）所得や不動産所得などがあった人は、「収支内訳書」

※収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で所得を計算しますので、事前に必ず作成しておいてください。

④平成20年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料・介護保険料および後期高齢者医療保険料などの額がわかるもの。国民年金保険料・国民年金基金掛金の場合は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

⑤生命保険料や地震保険料などを支払った控除証明書

⑥医療費控除を受ける場合は、医療機関・薬局・介護施設などの領収書や証明書

※事前に必ず「医療費の明細書（医療を受けた人ごと）」を作成しておいてください。

⑦所得税の確定申告を行い、口座振替で納税する場合や還付を受ける場合は、振込先の口座番号（申告者本人名義に限る）がわかるものと銀行印など

◆お願い

市役所での所得税の確定申告の受付は簡易なものに限ります。青色申告、譲渡

所得、複雑な内容のものについては税務署で申告をしてください。

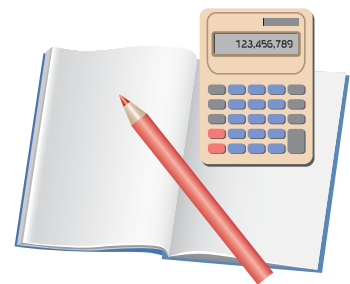
確定申告書は、国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/> から作成できます。

申告期間中は会場が大変混雑しますので、できるだけ自分で申告書を作成してください。

市県民税の出張受付日程表

月日	地区	場所	受付時間
2/24 (火)	田原	田原ふれあいセンター	9:30～15:00
2/25 (水)	小瀬	JAめぐみの小瀬支店	9:30～15:00
2/26 (木)	富岡	JAめぐみの富岡支店	9:30～15:00
2/27 (金)	小金田	西部地区公民館	9:30～16:00
3/3 (火)	富野	富野公民センター	9:30～16:00
3/4 (水)	倉知	倉知ふれあいセンター	9:30～15:00
3/5 (木)	千疋	千疋ふれあいセンター	9:30～15:00
3/6 (金)	池尻 広見	JAめぐみの西支店	9:30～15:00
3/10 (火)	下有知	下有知ふれあいセンター	9:30～15:00
3/11 (水)	保戸島	JAめぐみの保戸島支店	9:30～15:00



無料 税務相談所 開設

関税務署では所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。

◆期間 2月16日(月)～27日(金)
※土・日曜日は除く

◆時間 午前9時30分～正午
午後1時～4時

◆場所 市役所1階・市民ホール

◆対象 ①平成19年分の所得金額が300万円以下の方 ②平成20年分の消費税の基準期間（平成18年分）の課税売上高が300万円以下で①に該当する方

※なお、事業所得者（農業を含む）の方は、青色決算書または収支内訳書を作成後、ご来場ください。

◆照会先 関税務署 ☎②2233